

市指定ごみ袋の臨時措置期間を延長します

中東情勢の影響による市内の一部店舗において市指定ごみ袋の品切れや品薄が依然続いております。

そのため、当初「2026年7月31日（金）まで」としていた臨時措置期間を「2026年10月30日（金）まで」に延長します。

期間：2026年6月1日（月）から**2026年10月30日（金）まで**

<可燃ごみ、不燃ごみ>

- ◎ 市販の無色透明または半透明の袋30Lに、【収入証紙シール30円】を貼り付け、氏名を記入して排出してください。
- ◎ 市販の無色透明または半透明の袋15Lに、【収入証紙シール15円】を貼り付け、氏名を記入して排出してください。
- ◎ 事業系一般廃棄物には、事業所名を記入した【収入証紙シール】と、【事業系ごみ許可シール】を貼り付けて排出してください。

<容器包装プラスチック>

- ◎ 市販の無色透明または半透明の袋30L程度に、目立つように氏名を記入して排出してください。

注意点

- ・収入証紙シールは取扱店（売りさばき人）または生活環境課（本庁舎2階7番）で販売しています。取扱店（売りさばき人）は市ホームページ（ページID：8384）をご覧ください。
- ・ごみの分別ルールは変更ありません。
- ・市指定ごみ袋は複数の卸業者が前年通りの数量で製造しており、過剰な購入をしなければ流通に問題はありません。過度の購入は控えていただき、通常使用される数量を購入してください。
- ・本対応は、安定供給が確保されるまでの臨時措置であることの趣旨をご理解していただき、適切な分別・排出にご協力ください。

収入証紙シール

